

事務局説明資料

(フィンテックや決済高度化を巡る動向と今後の課題)

平成29年3月3日
金融庁総務企画局

テクノロジーの進展と金融サービスを巡る最近の動向①

欧米の銀行では、最近の環境変化が危機感を持って捉えられ、そうした変化に戦略的に応じる動き

銀行業についてのコメント

- ビル・ゲイツ氏 (Microsoft社創業者) の発言

“Banking is necessary, banks are not”

(1994年、Microsoft社が決済関連IT系企業のIntuit社を買収した際のコメント)

- 伝統的金融機関への影響についての指摘

Goldman Sachs

“4.7 trillion in revenue for traditional financial services is at risk of being displaced by new technology-enabled entrants.”

(出典)2015年12月、Goldman Sachs社リサーチレポート

- 一般利用者(米国)の意識調査(2014年3月公表)の結果



これからの5年で、
お金の支払い方は根本的に変わる

= 70 %



銀行よりも、GoogleやAppleの
新しい金融サービスの方が面白そう

= 73 %



銀行は全く必要なくなる

= 33 %

(出典)全国銀行協会説明資料を基に作成

米銀トップの問題意識

ジェイミー・ダイモン氏 (JPモルガン・チェースCEO)



われわれは、グーグルやフェイスブック、その他の企業と競合することになるだろう
2014年5月6日 Euromoney(サウジアラビア)での発言

オープン・イノベーション(外部連携による革新)

- 欧米銀行では、ITイノベーションの取込みを目的とした、IT・ネット企業等との戦略的な連携・協働が活発化

usbank

・FSV Payment Systems: プリペイドカード・プラットフォーム開発・サービス提供者。

Capital One

・Level Money: 複数口座の収支管理や資金計画策定をサポートするスマートフォン用アプリケーション開発・提供者。

BBVA Compass

・Simple: PCやスマートフォン等専用の銀行サービスを提供する業者。

citi

・PayQuik: 金融機関等向けの送金プラットフォーム開発業者。

・Ecount: 小売業者向けのプリペイドカード・プラットフォーム開発業者。

JPMORGAN CHASE & CO.

・Bloomspot: 小売業者向けのポイントプログラムの提供・管理システム開発業者。

SOCIETE GENERALE (仏)

・OnVista: 金融情報ポータルサイトの提供者。

CRÉDIT AGRICOLE S.A. (仏)

・Fianet SA: インターネット決済に係るセキュリティシステムの開発・提供会社。

Santander (スペイン)

・Zed Group: デジタル・マーケティングシステム、モバイル・インターネット決済システム等の開発・提供会社。

・iZettle: 専用アプリと端末を利用したスマートフォンによるカード決済会社。

BARCLAYS (英)

・RS2 Software: 銀行、カード会社、小売業者向けのカード決済用ソフトウェア開発業者。

・Analog Analytics: インターネット業者や広告代理店向けのクーポン等の発行・管理システム開発業者。

BNP PARIBAS (仏)

・FLASHiZ: スマートフォンによる決済アプリ開発及びサービス提供会社。

テクノロジーの進展と金融サービスを巡る最近の動向②

ブロックチェーンなどITの進化を様々な分野で活用しようとする動き

ブロックチェーン技術の活用

○ 海外の金融機関等を中心に、幅広い領域で取組み

		送金・決済	貿易金融	債券等取引	ローン取引	デリバティブ取引	行内インフラ等	コンプライアンス	その他
地域	北米	Citigroup	Bank of America	BNP Paribas	JPMorgan Chase		BNY Mellon		BNY Mellon (BK coin)
		JPMorgan Chase	Microsoft		Digital Asset Holdings		State Street		Goldman Sachs (SETLcoin.etc)
		Wells Fargo	欧米15金融機関			DTCC			
		ANZ, SWIFT				Bank of America			
	欧州	VISA	Bank of America	CIBC	US Bank				
		CIBC	HSBC	Scotiabank	Wells Fargo	Citigroup			
		RBC		State Street	State Street	HSBC			
		Barclays	Barclays	HSBC	Scotiabank	Credit Suisse等			
	日本アジア	Santander	BNP Paribas	ING	BBVA	Barclays			
		Intesa Sanpalo	UBS	SocGen	RBS				
		Santander	UBS	UBS	SocGen 等				
		MUFG	Standard Chartered						
日本アジア	みずほ	DBS		みずほ					
	SMBC, MUFG, みずほ, デロイト	静岡		SMBC					
	りそな等	オリックス							
	42行	NTTデータ							

■ 各金融機関が単独で取組んでいる事例 (IT企業等との連携を含む)

□ コンソーシアム等複数金融機関が連携して取組んでいる事例

ITの進化を活用した金融サービス(日本と海外の状況)①

我が国では、高機能なATMなどの分野で、高い安全性を確保して高水準のサービスが進展

高機能なATM

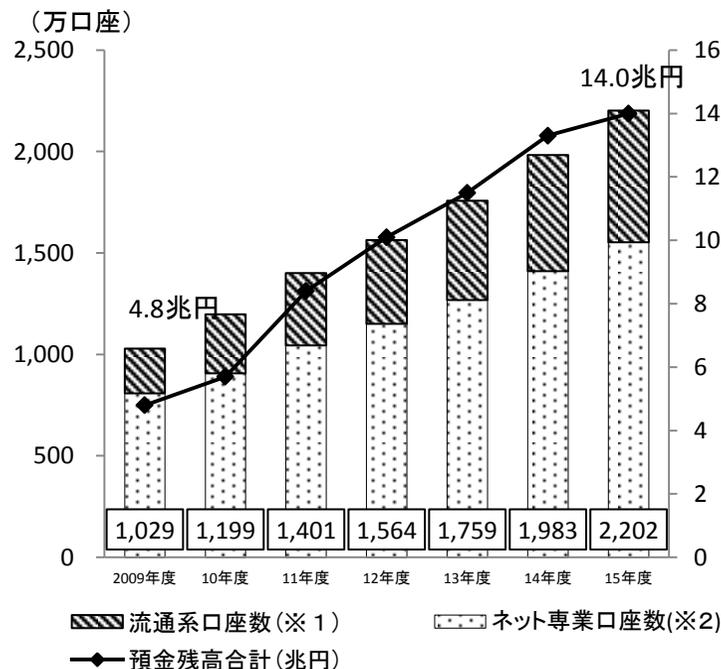
- 40年以上前に導入。単なる入出金の機能以外に、
 - ✓ 他行宛の振込み、
 - ✓ 税金振込み、
 - ✓ 通帳記入、
 - ✓ 定期預金や外貨預金対応
 等のサービスを進展。世界的にも極めて高機能との評価。



(出典)平成27年2月5日 金融審議会・決済業務等の高度化に関するスタディグループ(第10回会合) 柏木委員(三菱東京UFJ銀行(全銀協会長行)) 説明資料

ネット系銀行の利用拡大

- ネット系銀行等の口座数・預金残高の推移(ネット専業銀行・流通系銀行)



プリカ・電子マネーの拡大

- プリペイドカード年間発行額
2009年度 約13.2兆円
2015年度 約23.9兆円(約1.8倍)
 - 主要5電子マネー(※)
発行枚数 約2億9559万枚
利用可能拠点 約116万ヶ所
(いずれも2016年7月末)
- ※ 楽天Edy、PASMO、Suica、nanaco、WAON
- 資金移動業取扱高
2010年度 約140億円
2015年度 約5400億円(約39倍)

(出典) 日本資金決済業協会HP、月刊消費者信用(2016年9月)

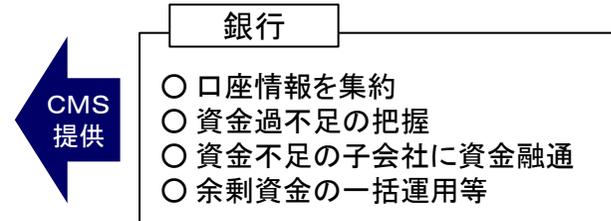
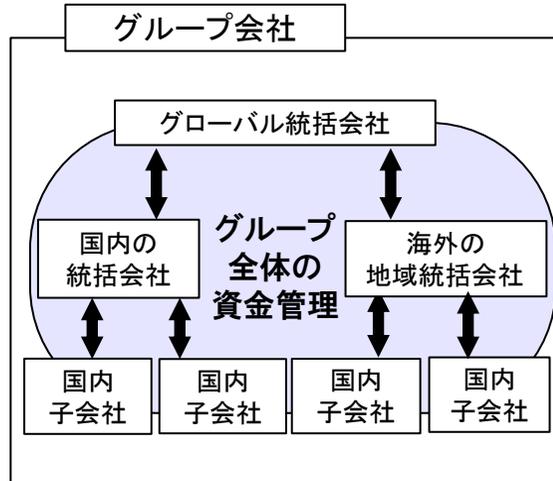
ITの進化を活用した金融サービス(日本と海外の状況)②

海外では、キャッシュ・マネジメント・サービス (CMS) などの分野で、顧客に提供するサービスの付加価値の増大が目指されている

CMSの国際ランキング

順位	国名	銀行名
2016		
1位	英	HSBC
2位	米	シティバンク
3位	独	ドイツ
4位	仏	BNPパリバ
5位	伊	ウニクレディト
6位	英	スタンダードチャータード
7位	日本	BTMU
8位	米	バンクオブアメリカ
9位	米	JPモルガン
10位	仏	ソシエテ・ジェネラル

(出典) Euromoney Cash Management Survey 2016



金融審・スタディ・グループにおける指摘

- 邦銀のCMSは、ITシステムを含めたサービス水準において、外銀に比べて遅れているのではないかと指摘されている。

マルチバンクのモバイル送金

欧米では、複数の銀行をまたがって携帯番号やEmailアドレスで送金できるサービスが登場・拡大

英・モバイル決済プロジェクト

- 携帯電話番号による送金サービス
- バークレイズ、HSBCなど主要9行が参加
- 約3千万人、英国内口座数の9割をカバー

米・ClearXchange

- 携帯電話番号かEmailアドレスで送金可能
- 米大手金融機関3行が参加

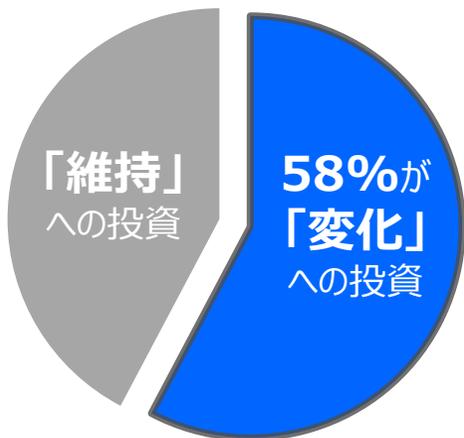


ITの進化を活用した金融サービス(日本と海外の状況)③

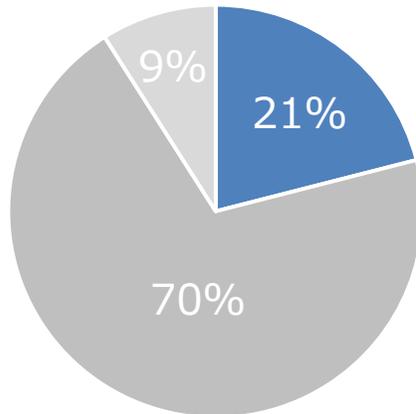
こうした動きは、金融機関のIT投資の戦略性や内部のIT人材確保の問題と密接不可分との指摘がある

IT投資の戦略性

米銀のIT予算の優先分野



邦銀のシステム関連経費



■ 新規開発 ■ 維持・運用 ■ 安全対策

(資料) Technology Business Research

(注1) 2014年時点

(注2) 総資産額10億ドル以上の北米地域の大手金融機関とITベンダの幹部ら約200人を対象に実施

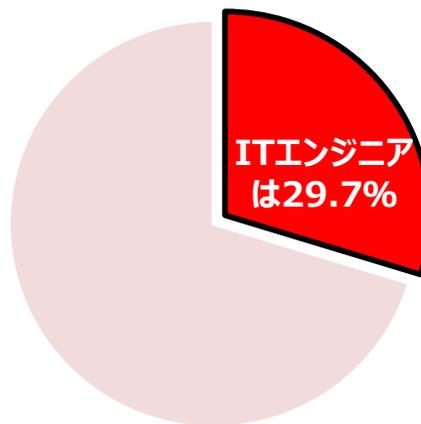
(出典) 金融審議会・決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ(第2回会合) 株式会社日本総合研究所 説明資料

(注3) 2014年時点

(出典) FISC「金融機関業務のシステム化に関するアンケート調査」(平成26年3月)

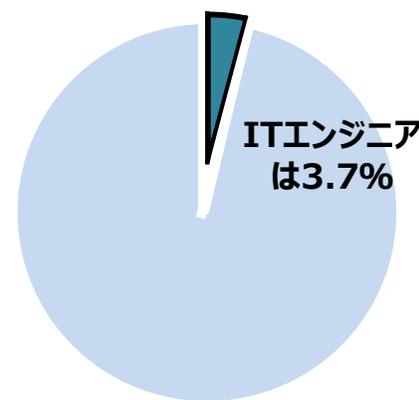
ITエンジニア数・比率

約11,000/37,000人



米国・
大手金融機関の例

約4,100/111,000人



日本・
大手銀行の例

(出典) 各社公表資料等

金融審議会・決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告書の概要

環境
変化

● 金融・IT融合（FinTechの登場）によるイノベーション

● 先進的な決済サービスに対するニーズの高まり

決済高度化に向けた戦略的取組み

1. 金融・IT融合に対応したイノベーション

- 決済サービスや決済に関連する銀行業務の革新。
- 「オープン・イノベーション」を推進し、銀行のみならず多様なプレーヤーが競争的にイノベーションを進められるようにすることが重要。

金融・ITイノベーションに向けた新たな取組み

- ・ 複数の金融機関が参加する、携帯電話番号を利用した送金サービスの提供を検討
- ・ ブロックチェーン技術の活用、オープンAPIのあり方を銀行界において検討

「横断的法制」の構築に向けた検討

- ・ 様々な新しいサービスの登場可能性も踏まえ、業務横断的な法体系の構築を検討

ITの進展に対応した決済関連サービスの提供を容易化

- ・ 電子端末型プリカの登場に対応し、インターネットによる表示義務の履行を拡大
- ・ コンビニやスーパーのレジでのキャッシュアウトサービスの提供を可能に 等

2. 企業の成長を支える決済サービスの高度化

- 企業の競争力強化の観点から、キャッシュ・マネジメントの高度化と電子記録債権の利便性向上等を図る。

邦銀、特に主要行のキャッシュ・マネジメント・サービスの高度化

日本企業のキャッシュ・マネジメント高度化に向けた環境整備

- ・ 金融子会社(トレジャリー・センター)の活用等に対応した法適用の見直し
- ・ クロスボーダーの財務管理に係る「外為報告義務」の合理化

電子記録債権の利便性向上等

- ・ 地方自治体における電子記録債権の活用
- ・ 資金調達円滑化のため、記録機関にかかわらず、企業が自社の取引先銀行で債権の割引を受けられるようにする方策の検討

3. 決済インフラ改革(「5つの改革」)

- 全銀システム等について、利用者利便と国際競争力強化の観点から改革。決済インフラの抜本的機能強化

- 1 2020年までに、企業間送金をXML電文に全面移行(2018年より新システム稼働)

国内外一体の決済環境の実現

- 2 送金フォーマット項目の国際標準化(2016年度中を目的に論点を整理)
- 3 早ければ2016年度中に、居住者・非居住者間の取扱い区分を撤廃(国内円送金)
- 4 2018年を目的に、新たに「ロー・バリュー国際送金」の提供を目指す
- 5 大口送金の利便性向上(100億円以上の送金の容易化)

4. 仮想通貨への対応

- 仮想通貨について、G7首脳会議の合意等も踏まえ、マネロン・テロ資金供与対策及び利用者保護のルールを整備。

- ・ 仮想通貨と法定通貨の交換所について、登録制を導入し、マネロン・テロ資金供与規制の対象に追加。併せて、利用者保護のための規制を導入。

決済高度化に向けて戦略的取組みを官民で推進していくための体制の整備

その際には、決済システムの安定性と情報セキュリティへの対応にも留意

決済高度化のためのアクションプラン

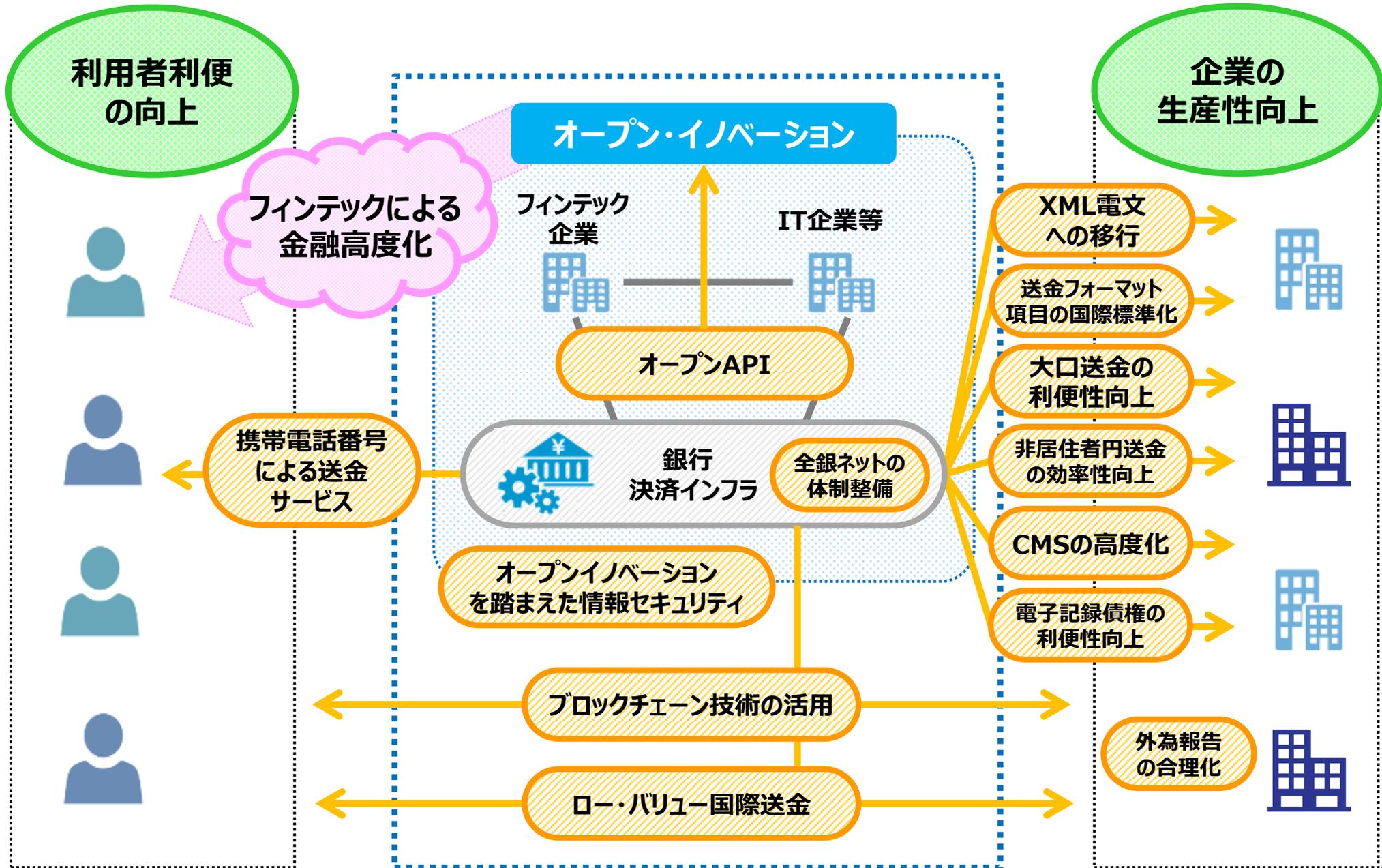
〔金融審議会・決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告に基づき作成〕

	FY2015	FY2016	FY2017	FY2018	FY2019	FY2020
リテール分野 – 金融・IT融合に対応した決済サービスのイノベーション						
金融・ITイノベーションに向けた新たな取組み						
[複数銀行による携帯電話番号による送金サービス]		2015年度より検討				
[ブロックチェーン技術の活用等に関する検討]		2015年度より検討		2016年度中に報告とりまとめ		
[オープンAPI]		2015年度より検討		2016年度中に報告とりまとめ		制度を整備
業務横断的な法体系の検討		検討				
ITの進展等を踏まえた現行制度の見直し		制度を見直し				
ホールセール分野 – 企業の成長を支える決済サービスの戦略的な高度化						
邦銀のCMS高度化等						
				特に主要行における取組みの推進		
				貸金業規制の適用関係の見直し		
外為報告の合理化等						
				制度面の対応や取扱いの合理化を検討		
地方自治体における電子記録債権の活用						
				早期に活用が図られるよう積極的に取り組む		
電子記録債権の利用者利便向上						
[記録機関間の債権移動を可能とする制度整備等]				実効性ある方策に向け、早急に検討		制度を整備
[でんさいファクタリングの導入]				遅くとも2016年度中に一部金融機関で導入		
電子記録債権制度の海外展開						
				事業化に向けた取組みを展開		

	FY2015	FY2016	FY2017	FY2018	FY2019	FY2020
決済インフラ – 利用者利便の向上と国際競争力強化のための5つの改革						
決済インフラの抜本的機能強化						
[改革1：XML電文への移行]				2018年頃を目途に、新システムを構築・サービス開始		2020年までにXML電文に全面移行*
国内外一体の決済環境の実現等						
[改革2：送金フォーマット項目の国際標準化]				国際送金フォーマットによる国内送金サービスの提供		2016年度中を目途に「単一化」の論点整理
[改革3：「ロー・バリュー国際送金」の提供]						2018年を目途にサービス提供
[改革4：大口送金の利便性向上]						早期に結論
[改革5：非居住者円送金の効率性向上]						早ければ2016年度中に全銀システムでの取扱いを開始
情報セキュリティのあり方						
情報セキュリティのあり方に関する検討						検討
仮想通貨に関する制度のあり方						
仮想通貨に関する規制の導入						制度を整備
継続的取組みに向けた体制整備						
継続的取組みに向けた体制整備						官民挙げての実行のための体制の整備／取組みのフォローアップ／継続的な課題・行動の特定／

 : 平成28年6月の法改正に係る事項
 : 今国会提出予定法案に係る事項

(参考)アクションプランの全体像



金融グループを巡る環境変化、ITの急速な進展等を踏まえた制度面での手当てを行う

金融グループにおける 経営管理の充実

- 金融グループの経営管理のあるべき「形態」はグループごとに区々であることを前提としつつ、グループとしての経営管理を十分に実効的なものとするため、持株会社等が果たすべき「機能」を明確化

- ▶ グループの経営方針の策定及びその適正な実施の確保
- ▶ グループ内の会社相互の利益相反の調整
- ▶ グループの法令遵守体制の整備

等

共通・重複業務の集約等を通じた金融仲介機能の強化

- 各金融グループの効率的な業務運営と金融仲介機能の強化を図るため、グループ内の共通・重複業務の集約等を容易化

持株会社による共通・重複業務の執行

- ▶ システム管理業務や資産運用業務などのグループ内の共通・重複業務について、持株会社による実施を可能とする

子会社への業務集約の容易化

- ▶ 共通・重複業務をグループ内子会社に集約する際の、各子銀行の委託先管理義務を持株会社に一元化することを可能とする

グループ内の資金融通の容易化

- ▶ グループ内の銀行間取引について、経営の健全性を損なうおそれがない等の要件を満たす場合は、アームズ・レングス・ルールの適用を柔軟化する

ITの進展に伴う 技術革新への対応

- ITの進展を戦略的に取り込み、金融グループ全体での柔軟な業務展開を可能とする

- ▶ 金融関連IT企業等への出資の容易化
- ▶ 決済関連事務等の受託の容易化

- ITの進展に対応した、決済関連サービスの提供の容易化と利用者保護の確保

- ▶ ICチップを利用したプリペイドカードにおける表示義務の履行方法の合理化
- ▶ プリペイドカード発行者の苦情処理体制の整備

- 電子記録債権の利便性向上

- ▶ 異なる記録機関間でも電子記録債権の移動が可能となるよう制度面の手当て

仮想通貨への対応

- 仮想通貨について、G7サミットにおける国際的な要請等も踏まえ、マネロン・テロ資金対策及び利用者保護のためのルールを整備する

登録制の導入

- ▶ 仮想通貨と法定通貨の交換業者について、登録制を導入

マネロン・テロ資金供与対策規制

- ▶ 口座開設時における本人確認の義務付け 等

利用者保護のためのルールの整備

- ▶ 利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理等のルール整備

等

決済高度化官民推進会議について

趣旨

- 決済業務等の高度化は、経済の発展に大きな影響を及ぼすものであり、フィンテックの動きが進展する中、利用者利便の向上や国際競争力強化の観点から、強力に決済インフラの改革や金融・ITイノベーションに向けた取組みを実行していくことが重要。
- 平成27年12月に金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」でとりまとめた報告においても、こうした決済業務等の高度化に向けた取組みを官民挙げて実行に移していくための体制の整備が課題とされた。
- 同ワーキング・グループ報告書で示された課題(アクションプラン)の実施状況をフォローアップし、フィンテックの動きが進展する中で決済業務等の高度化に向けた取組みを継続的に進めるため、官民連携してフォロー・意見交換することを目的として、「決済高度化官民推進会議」を設置。

メンバー

平成29年1月4日現在

座長

森下 哲朗 上智大学法科大学院教授

戸村 肇 早稲田大学政治経済学術院准教授

メンバー

飯尾 秀人 (株)静岡銀行常務執行役員
岩原 紳作 早稲田大学大学院法務研究科教授(金融審議会会長)
内田 貴和 三井物産(株)執行役員財務部長
内田 満夫 全国信用協同組合連合会システム業務部長
翁 百合 (株)日本総合研究所副理事長
加藤 正敏 日本商工会議所中小企業振興部長
河野 康子 (一社)全国消費者団体連絡会事務局長
古閑 由佳 ヤフー(株)決済金融カンパニー金融事業本部本部長
小林 寿太郎 金融情報システムセンター企画部長
滝島 啓介 ウェルネット(株)取締役執行役員営業部長
田村 直樹 (一社)全国銀行協会企画委員長
(株)三井住友銀行常務執行役員
長楽 高志 (一社)日本資金決済業協会専務理事

鳥海 徹 (一社)国際銀行協会事務局次長
中野 征治 ユーシーカード(株)事業開発部長
浜 俊明 富士通(株)財務経理本部財務部GCM部長
林 和久 イオンアイビス(株)ビジネスサービス本部AS業務部長
藤井 文世 (株)北洋銀行常務取締役
前川 秀幸 多摩信用金庫常勤理事
牧野 秀生 花王(株)経理企画部長
山上 聡 (株)NTTデータ経営研究所研究理事グローバル金融ビジネスユニット長
與口 真三 (一社)日本クレジット協会理事 事務局長
オブザーバー
金沢 敏郎 日本銀行決済機構局決済システム課長
日置 重人 財務省大臣官房信用機構課長
福本 拓也 経済産業省経済産業政策局産業資金課長

開催状況

第1回会合(平成28年6月8日) : 事務局説明、全銀協における取組状況の報告(全銀協・田村メンバー)

第2回会合(平成29年1月11日) : 全銀協における取組状況の報告(全銀協・田村メンバー)、XML・金融EDIIに関する取組み(経産省・福本オブザーバー)、情報セキュリティに関する取組み(金融情報システムセンター・小林メンバー)

決済高度化官民推進会議においてフォローアップ中の項目

① XML電文への移行
② 送金フォーマット項目の国際標準化
③ ロー・バリュー国際送金の提供
④ 大口送金の利便性向上
⑤ 非居住者円送金の効率性向上
⑥ 携帯電話番号による送金サービスの提供
⑦ ブロックチェーン技術の活用等に関する検討
⑧ オープンAPI のあり方に関する検討
⑨ 全銀ネットの体制整備
⑩ 電子記録債権の利便性向上
⑪ 邦銀のCMS高度化
⑫ 外為報告の合理化等
⑬ 情報セキュリティのあり方に関する検討

金融審議会・金融制度ワーキング・グループの概要

趣旨

- 金融審議会においては、金融制度に関し、2つのワーキング・グループ(金融グループWG・決済高度化WG)を設置し、審議を進め、その検討結果を踏まえて、銀行法等の改正を行ったところ。
- その際、審議会報告書(平成27年12月取りまとめ)では、「決済業務に係る法制の整備」等の課題について、更に継続的に検討を行っていくべきであるとされている。
- また、今後、FinTechの更なる進展等に対応して、制度面での見直しの必要性が新たに生じた場合には、これらについても、機動的に検討を行っていく必要。
- このため、金融審に、金融グループWG・決済高度化WGに代えて金融制度WGを設置し、平成28年7月28日に審議を開始。

メンバー

座長
岩原 紳作 早稲田大学大学院法務研究科教授

平成28年12月27日現在

メンバー
岩倉 正純 ユーシーカード(株) 経営企画部担当部長
翁 百合 日本総合研究所副理事長
加毛 明 東京大学大学院法学政治学研究科准教授
紳作 裕之 東京大学大学院法学政治学研究科教授
古閑 由佳 ヤフー(株)決済金融カンパニー金融事業本部本部長
関 聡司 楽天(株)執行役員 渉外室 ジェネラルマネージャー
田村 直樹 (株)三井住友銀行常務執行役員
長楽 高志 日本資金決済業協会専務理事
永沢 裕美子 Foster Forum 良質な金融商品を育てる会事務局長

福田 慎一 東京大学大学院経済学研究科教授
舩津 浩司 同志社大学法学部教授
松井 秀征 立教大学法学部法学科教授
森下 哲朗 上智大学法科大学院教授
與口 真三 日本クレジット協会理事 事務局長

オブザーバー
林 新一郎 日本銀行金融機構局審議役
日置 重人 財務省大臣官房信用機構課長
竹林 俊憲 法務省民事局参事官

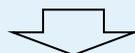
開催状況・審議テーマ

- 第1回会合(7月28日) : 事務局説明(これまでの経過と今後の検討にあたっての問題意識等)
- 第2回会合(10月18日) : 事務局説明(決済をめぐる法制面の論点、中間的業者の取扱い)
- 第3回会合(10月28日) : 事務局説明(決済に関する中間的業者に係る欧米における制度面での対応等)、
ヒアリング(全銀協)(オープンAPIのあり方に関する全銀協の検討状況等)
- 第4回会合(12月8日) : 事務局説明(決済に関する中間的業者の取扱い)、
ヒアリング((株)マネーフォワード、free株式会社)(オープンイノベーションと中間的業者について)
- 第5回会合(12月21日) : 報告書のとりまとめに向けた討議 → 報告書公表(12月27日)

(全て平成28年)

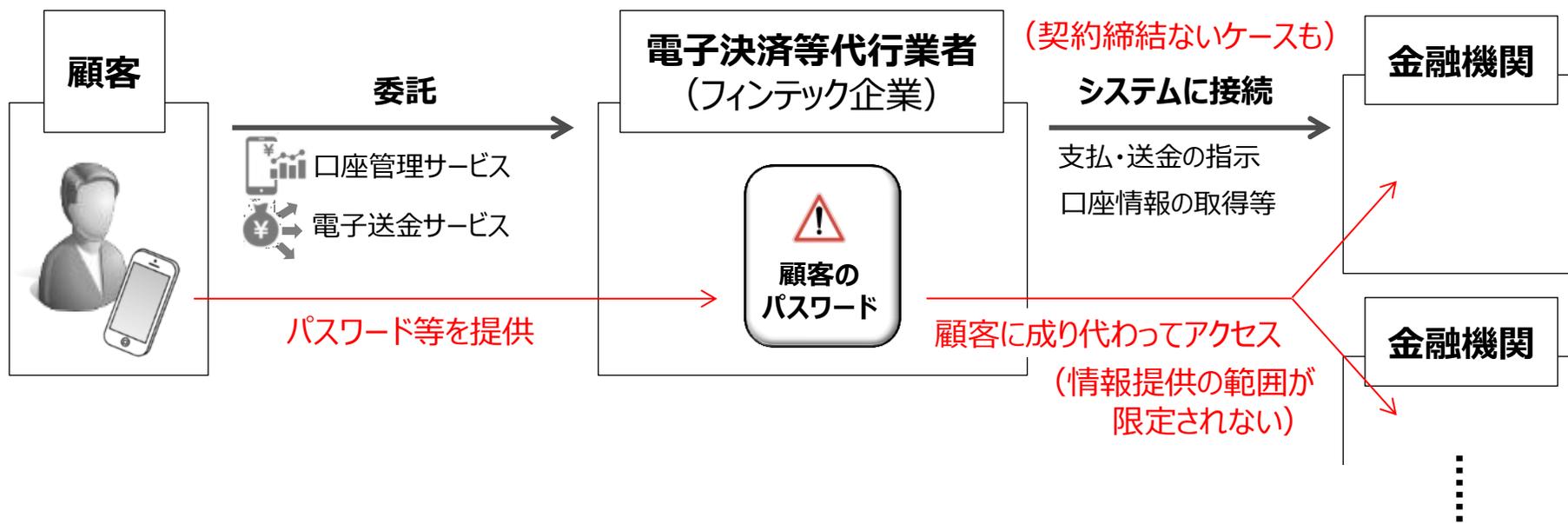
背景・問題意識等

フィンテック(金融×IT)の動きが世界的規模で加速



利用者保護を確保しつつ、金融機関とフィンテック企業との
オープン・イノベーション(連携・協働による革新)を進めていくための制度的枠組みを整備

現状

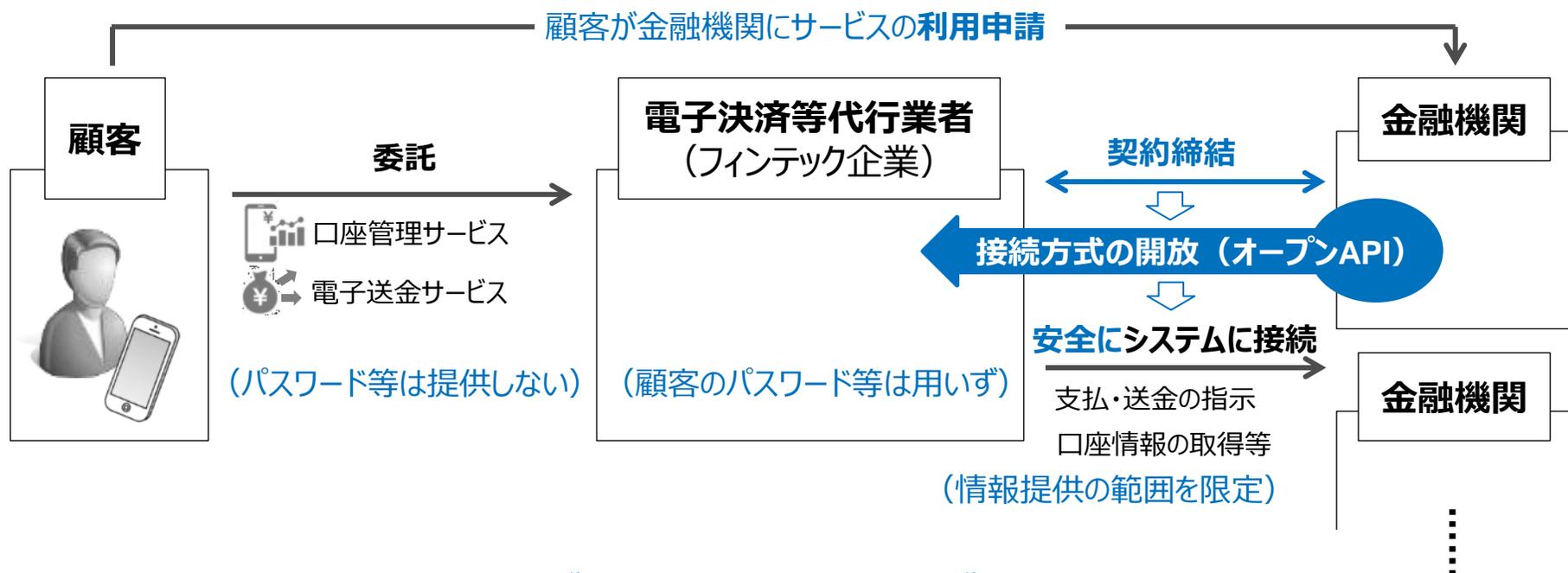


● 情報セキュリティ等、
利用者保護上の懸念

● 法的位置付けが不安定

● 連携・協働が進みにくい

制度的枠組みの整備



- 登録制の導入
- 情報の適切な管理
- 業務管理体制の整備 等

- オープンAPIの体制整備に努めること
- 電子決済等代行業者との
 - ・ 連携・協働に係る方針の策定・公表
 - ・ 接続に係る基準の策定・公表

- 顧客に損失が生じた場合の両者間の責任分担ルールを策定・公表

API (Application Programming Interface) : 他のシステムの機能やデータを安全に利用するための接続方式

- 継続的な取組みの重要性
- 足下の問題への機動的な対応
- あるべき法制度の全体像を踏まえた対応

(参考) 諸外国の動向

海外の動向①(EU)

EUは、決済サービス指令 (PSD*) を改正し、決済サービスに係る横断的法制 (PSD2) を整備

* Payment Services Directive

PSD2のフレームワーク

	決済サービス提供者 (Payment Service Provider)		
	銀行	電子マネー事業者	決済サービス事業者
免許・登録	免許制 (Authorisation) ^{(注1)(注2)}		
業務内容	決済口座サービス 資金移動サービス(立替払いを含む) 支払手段の発行・管理(クレジットカード等) 電子マネー・プリペイドカードの発行 預金・融資 ^(注1)		
財務要件	自己資本規制		
	〔 資本金500万ユーロ以上/自己資本比率規制(バーゼルⅢ) ^(注1) 〕	〔 資本金35万ユーロ以上/未決済電子マネー平均額の2%超等 ^(注2) 〕	〔 資本金2~12.5万ユーロ以上等 〕
資産保全	預金保険 ^(注1)	他の財産から隔離、優先弁済 ^(注3)	

	決済指図伝達サービス提供者(PISP)	口座情報サービス提供者(AISP)
業務内容	利用者の依頼による決済指図の伝達	利用者への口座情報の提供等
免許・登録	免許制 (Authorisation)	登録制 (Registration)
財務要件	資本金5万ユーロ以上	なし
資産保全	なし ※ 利用者からの資金預り禁止/※ 責任保険への加入義務あり	なし ※ 責任保険への加入義務あり

(注1) 2015年11月採択、国内法化の期限は2018年1月
 (注2) CRD: Capital Requirement Directive
 (注3) Payment Money Institution Directive 2
 (注4) 電子マネー事業者については、Payment Money Institution Directive 2

海外の動向②(米国の対応)

米国は、ITテクノロジーの進展に対応した政策アプローチの見直しを検討

National Economic Councilによる「フィンテックのための枠組み」

- 2017年1月、フィンテックへの政府の視座を示すため、「6つの戦略目標」と「10の包括的原則」等の包括的な政策アプローチを提

6つの政策目標

- 金融サービスにおける積極的なイノベーションや起業の促進
- 安全、手ごろ、そして公正な資金の入手の促進
- 米国内及び海外における金融包摂や財務の健全性の強化
- 金融の安定性に対するリスクへの対処
- 21世紀における金融監督の枠組みの前進
- 国家としての競争力の維持

10つの包括的原則

- ① 金融におけるエコシステム及び政府の役割に係る広い視野
- ② 安全性や透明性、利用者利便など、まずは消費者を念頭に
- ③ 安全な金融包摂を促し、財務の健全性を促進すること
- ④ 技術上の潜在的バイアスを認識し、乗り越えること
- ⑤ (金融商品やサービスについて)透明性を最大化すること
- ⑥ サービス等の相互利用可能性の確保、技術的標準の統一
- ⑦ サイバーセキュリティやプライバシー保護等の確立
- ⑧ 消費者向けだけでなく金融インフラの効率性・実効性向上
- ⑨ 金融の安定性を保護すること
- ⑩ 部門横断的な連携を継続し、強化すること

(出典) 平成29年1月 National Economic Council “A Framework for FinTech”

FRBによる「米国決済システムの高度化に向けた戦略」

- FRBは、2015年1月末、米国決済システムの高度化に向けた戦略文書を公表。「5つの目標」と「5つの戦略」を提示。

5つの目標

- ① スピード - より速いユビキタスな電子的ソリューションの実現
- ② セキュリティ - 信頼性等を備えた堅固なセキュリティの維持
- ③ 効率化 - 電子決済の増加、コストの削減、革新的サービスの実現
- ④ 国際化 - 便利で費用効率が高く早いクロスボーダー決済の提供
- ⑤ 協調 - 多くの関係者の連携による改善点の特定、改善の促進

OCC(米国通貨監督庁)による「責任あるイノベーション」に向けた取組み

- OCCは2016年3月に、「責任あるイノベーション」と8つの指針についてまとめたホワイトペーパーを公表。
- 同年6月、OCCは「責任あるイノベーション」の実施に向けた提言をまとめるため、専属チームを立ち上げ。同年10月、専門部署の創設を軸としたフレームワークを公表。
- さらに同年12月、OCCはフィンテック向けの特別免許制度を導入する方針を公表。

フレームワークの主な内容

- フレームワークの実現のためのイノベーション部署の創設
- 技術的な点も含めたサポートプログラムの設置
- 新たな技術等への気づきとトレーニングのための活動の実施
- OCCの意思決定等への協力と参加の促進
- イノベーションに係る調査機能の創設
- 当局間の協調の促進

特別免許制度の概要

- 基準を満たした業者に対して、一種の銀行の免許を与えるという制度。
- 免許取得業者に対して連邦法を優先的に適用し、州法や州による規制の適用を排除することで、フィンテック企業が全国に事業展開しやすくなるとの期待。

(出典) 平成28年10月 OCC “Recommendations and Decisions for Implementing a Responsible Innovation Framework”
12月 OCC “Exploring Special Purpose National Bank Charters for Fintech Companies”

(*) 2016年2月、決済システムを評価する36項目の基準を公表。2017年1月、ブロックチェーン技術やデジタル通貨が決済システムを刷新する可能性等に係るレポートを公表。

5つの戦略

- ① ファスターペイメントと決済セキュリティに関する2つのタスクフォースを設立(*)
- ② ファスターペイメントに関して、政策課題と導入手段を特定(2016年まで)
- ③ 新しいサービスを支える決済インフラのために必要なソリューションを特定
- ④ 効率性の向上(ISO20022標準への適合(エンドデイトが不可欠)、P2P、P2B、小規模事業者間での決済取引の効率化を目的としたペイメント・ディレクトリの構築)

(出典) 平成27年3月24日 金融審議会・決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ(第11回会合)事務局説明資料

海外の動向③(シンガポール)

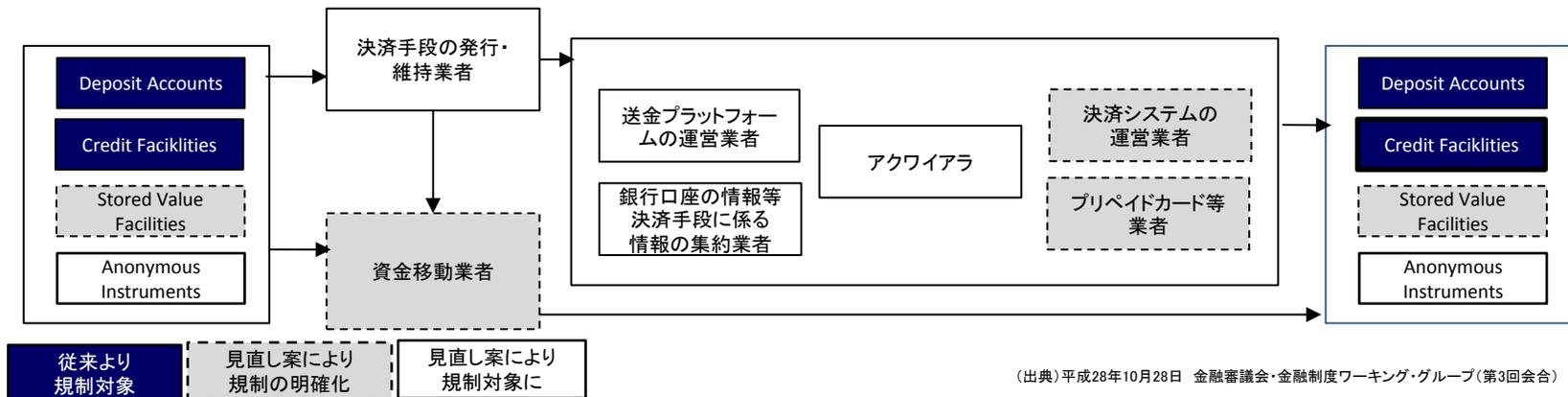
2016年8月、MAS (Monetary Authority of Singapore : シンガポール通貨監督庁) は、アクティビティベースの決済サービスに係る規制フレームワークの導入等を盛り込んだコンサルテーション・ペーパーを公表。

アクティビティベースの規制枠組み

- 現在のシンガポールの決済分野における規制は、決済システム法(Payment System Act)と両替・送金業法(Money-changing and remittance Business Act)に分断。
- FinTechの進展に伴い、両法の規制する境界があいまいになってきているとともに、いずれにも当てはまらない新たな決済業者も出現。



- 利用者保護の強化、マネロン・テロ資金対策、サイバーセキュリティ対応とイノベーションの向上の両立を図る観点から、前払式支払手段業者、送金業者、仮想通貨取扱業者なども含む全ての決済業者を単一のライセンスのもと規制・監督するアクティビティベースの枠組みに。



(出典)平成28年10月28日 金融審議会・金融制度ワーキング・グループ(第3回会合) 事務局説明資料を基に作成